

## 監事の選任について

（「会則」第5条第1項第三号、同条第3項、監事監査規則第2条関係）

### 輪番の考え方

➤ 会則第4条の規定による下記3団体から、2者選任する。

（1）宅地建物取引業者で構成する団体

（公益社団法人東京都宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会 東京都本部）

（2）賃貸住宅を経営又は管理する事業を行うもので構成する団体

（公益社団法人東京共同住宅協会、特定非営利活動法人日本地主家主協会、公益財団法人日本賃貸住宅管理協会、独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部、東京都住宅供給公社）

（3）その他住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う団体

（一般財団法人高齢者住宅財団、社会福祉法人東京都社会福祉協議会、公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター）

➤ ただし、同じ団体から複数選任しないものとする。

上記を踏まえて、令和5年度と令和6年度の監事として、公益社団法人 東京共同住宅協会 様と、公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 様を選任します。

